主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

原判決が本件約束手形につき、判示振出人の肩書地と支払場所の記載によつて、 振出地を東京都墨田区、支払地を東京都豊島区とする記載があるものと解したのは 正当であり(大正一五年五月二二日大審院民事連合部判決、民集五巻四二六頁参照)、 論旨一は理由がない。論旨二は原審の証拠の取捨判断の専権を非難するものにすぎ ず、上告適法の理由と認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_